

障害福祉サービス又は障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案」を作成して、**必ず市**に提出する必要があります。

- サービス等利用計画案・・・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するときの計画案
- 障害児支援利用計画案・・・児童福祉法に基づく障害児通所支援を利用するときの計画案

### サービス等利用計画案等の作成方法

次のいずれかの方法で作成してください。

- 「指定特定相談支援事業所」又は「指定障害児相談支援事業所」と契約して、作成の支援を受ける。
- 「相談支援事業所に連絡しても契約できないと断られてしまった」場合や、「自分自身で作りたい」場合は、「セルフプラン」として、自ら計画案を作成することができます。

### 「セルフプラン」の作成にあたって

- 「セルフプラン」の作成にあたっては、同封してある書式例での作成が可能です。
- 「セルフプラン」を作成する場合は、保護者の方などをはじめ、これからサービスを受ける予定のある事業所や、現にサービスを受けている事業所などにご相談のうえ、作成して提出してください。

### ご提出先・お問い合わせ先

#### 葵区にお住まいの方

葵区役所 葵福祉事務所 障害者支援課  
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 葵区役所2階  
TEL 054-221-1589 FAX 054-254-6322

#### 駿河区にお住まいの方

駿河区役所 駿河福祉事務所 障害者支援課  
〒422-8550 静岡市駿河区南八幡町10番40号 駿河区役所1階  
TEL 054-287-8690 FAX 054-287-8660

#### 清水区にお住まいの方

清水区役所 清水福祉事務所 障害者支援課  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水区役所1階  
TEL 054-354-2106 FAX 054-352-0323

#### ◆制度に関するお問い合わせ◆

保健福祉長寿局 健康福祉部 障害者福祉課（自立支援係）  
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎本館15階  
TEL 054-221-1098 FAX 054-221-1494

## セルフプランによる手続きの流れ

### ①サービス利用申請

- ・申請者は、障害福祉サービスに係る利用申請書を区役所生活支援課（又は精神保健福祉課、保健所清水支所）に提出します。
- ・区役所生活支援課等は、「サービス等利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。

### ②本人、家族、支援者によるサービス等利用計画の作成

- ・本人、家族又は支援者が、サービス等利用計画案を作成します。
- ※家族、支援者が作成する場合には必ず、障がい者本人の了解を受けて、計画作成を行ってください。

### ③市による調査

- ・区役所生活支援課等は、申請者に対し、障害支援区分認定調査（障害福祉サービスの利用の場合）、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

### ④審査判定（介護給付の障害福祉サービスを利用する場合）

- ・区役所生活支援課等は、障害支援区分認定等審査会に対し、障害支援区分の審査判定を依頼します。
- ・区役所生活支援課等は、審査会の判定を基に障害支援区分の認定を行います。

### ⑤「サービス等利用計画案(セルフプラン)」の提出

- ・申請者は、本人、家族又は支援者が作成した「サービス等利用計画案（セルフプラン）」を区役所生活支援課等に提出します。
- ※「計画相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援依頼届出書」の提出は不要です。

### ⑥障害福祉サービス等の支給決定

- ・区役所生活支援課等は、「介護給付費等支給決定通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
- ・併せて、「障害福祉サービス受給者証」を申請者に交付します。

### ⑦サービス提供事業者と契約

- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

### ⑧サービス利用開始

- ・申請者は、「障害福祉サービス受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

### ⑨計画の見直し

- ・セルフプランの場合には、計画作成者等が適宜計画の見直しを行います。

※障害児の場合には、上記の区分認定に関する過程は実施されません。

※障害児通所支援の場合には、使用する書類の名称が変わります。